

来庁者用駐車場整備工事

図 面 リ ス ト		
意 匠 図		
図 番	図 名	縮 尺
A－0 1	特 記 仕 様 書 1	—
A－0 2	特 記 仕 様 書 2	—
A－0 3	特 記 仕 様 書 3	—
A－0 4	特 記 仕 様 書 4	—
A－0 5	案内図・配置図	図 示
A－0 6	平面図_改修前・改修後	A3 S=1:150
A－0 7	平面詳細図・断面図・立面図 1	A3 S=1:100
A－0 8	平面詳細図・断面図・立面図 2	A3 S=1:100
A－0 9	平面詳細図・断面図・立面図 3	A3 S=1:100
A－1 0	路盤整備図	A3 S=1:150
A－1 1	路盤整備図_部分詳細図	図 示
A－1 2	駐輪場屋根詳細図	A3 S=1:60
A－1 3	駐輪場ライン図	A3 S=1:100
A－1 4	車止め詳細図	図 示
A－1 5	フェンス詳細図	図 示
A－1 6	駐車場看板詳細図 1	図 示
A－1 7	駐車場看板詳細図 2	図 示
A－1 8	仮設計画図	A3 S=1:500
電 気 設 備 図		
E－0 1	平面図	図 示

第1編 共通事項

■ 第1章 工事概要

1. 1 工事件名 来庁者用駐車場整備工事

1. 2 工事場所 日野市神明 1―13―3の一部

1. 3 敷地面積 622.90㎡

1. 4 工事規模

建物名称 市役所第三駐車場

構造規模 鉄骨造・地上1階建て(3棟)

延べ面積 105.57㎡

1. 5 工期

工期 契約確定日の翌日～令和8年2月11日

概成工期 契約確定日の翌日～令和8年1月28日

(1) 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
作業不能日数：0日間

(2) 上記(1)は、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点」におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2019年（令和元年）～2023年（令和5年））について、本工事の工期に対応 する期間（「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（3日）を除く。） において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したものの。

(3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点」におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。）」が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

1. 6 備考

1. 7 工事概要

■ 第2章 一般事項

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。

2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。

3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破壊等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

(2) 環境負荷低減の取組について

1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。
一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。
①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言

2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。
ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障壁及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。
このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。

2) 差別等事業を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

(4) 内部通報制度

1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。
本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。

なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

(5) 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

注意事項

(1) 受注者は、工事着手前に監督員及び施設管理者と工程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打合せを行わなければならない。

(2) 受注者は、来庁者等への安全対策を十分に行い、事故発生防止に努めなければならない。

(3) 工事期間中、庁舎は通常通りの業務を行っているので、騒音・振動・臭気等の発生の恐れがある作業を行う場合は、事前に監督員に報告し、業務の支障にならないよう配慮しなければならない。

(4) 既存部分の撤去については、騒音・ほこり等の発生を極力防止すると共に、飛散の恐れのある箇所については、十分な養生を行わなければならない。

(5) 工事場所付近の道路・敷地・工作物・建築物等を汚損・破損させた場合は、受注者の責任において工事しゅん工期日までに変形復旧しなければならない。

(6) 図面等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず監督員と協議しなければならない。

(7) 使用材料は事前にカタログ・見本等を市監督員に提出し承諾を得なければならない。

(8) 工事提出書類は、「工事受注者の作成する書類（令和7年2月 日野市総務部建築営繕課）」の定めによるものとする。

■ 第4章 施工区分

4. 2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う高熱水費の支払いは、次による。

- 受注者の負担とする。
- ・ 発注者の支給とする。

第2編 工種別事項

■ 第1章 総則

■ ■ 第1節 一般事項

1.1.4 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者

(1) 本工事が日野市議会上程案件の場合、日野市議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。

また、本工事における現場代理人の兼務については、次のとおりとする。

- ・ 認めない。
- ・ 認める。現場代理人を兼務する場合の詳細は、別紙「現場代理人の兼務要件について」による。

(2) 「建設業法」（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
- 工事用地等の確保が完了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。
- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。
- 工事後了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

(5) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。

- ・ 認めない。
- 認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、別紙「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者補佐の配置要件について」による。

1.1.7 工事実績情報の登録

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。
登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。
【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1.1.10 施工体制台帳等

(1) 施工体制台帳（下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む、二次請負以下も同様とする。）及び施工体系図については、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき作成し、写しを監督員に提出する。

(2) 施工体系図は、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、掲示状況写真を監督員に提出する。

(3) 監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認を求められたときは、速やかに応じる。

(4) 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出する

(5) 施工体系図には、一次下請負人となる営備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。

1.1.16 建設副産物の処理

(1) 建設副産物の取扱いは、次による。

ア 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（鳥しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（鳥しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。

イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。
なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

(7) 工事概要等

工事事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。

(4) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等

建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。

(7) 建設副産物等の運搬・処理業者

運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。

(4) 現場での分別

工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。

(7) 解体工事計画

建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

ウ 施工計画書の添付書類

受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。

(7) 再生資源利用計画書

受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成する。

- ①土砂を搬入する工事
- ②碎石を搬入する工事
- ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(4) 再生資源利用促進計画書

受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する。

- ①建設発生土を搬出する工事
- ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事

(7) 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）

(2) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m3以上搬出する場合）

受注者は、本工事後から建設発生土を100m3以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。

(7) 汚染土壌の処理

受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

エ 建設リサイクル法に係る手続

受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。
「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

オ 有害物質のチェック

受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

カ 工事情報の登録等

○ 本工事は、COBRISの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事後了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにCOBRISにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、COBRIS若しくは国土交通省HPに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。
(問合せ先)
一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター）
所在地〒107-8416 東京都港区赤坂 7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル2階
電話 03-3505-0416 FAX03-3505-0520
https://www.recycle.jacic.or.jp
E-mail recycle@jacic.or.jp

キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

工事名	来庁者用駐車場整備工事		
図面番号	A-01	図名	特記仕様書 1
作成	令和7年6月 日	設計・監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日		

ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

(7) 再生資源利用実施書

受注者は COBRIS に必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①土砂を搬入する工事
- ②砕石を搬入する工事
- ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(4) 再生資源利用促進実施書

受注者は COBRIS に必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①建設発生土を搬出する工事
- ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり 1 トン以上搬出する工事

(9) リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

- ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
- ③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合
- ④砕石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整砕石は除く）
- ⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（N 7（旧 D）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）
- ⑥現場内で分別を行わない場合

(2) 搬入完了報告書（島しょにおける工事の場合）

ケ マニフェスト等の提示

(7) マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

(4) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(9) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写してもよい）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）

(2) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写してもよい）を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による。

ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。

(7) 建設発生土の再利用

埋戻し土及び盛土については、次による。

受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」（平成 18 年 8 月 10 日付国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号）によるものとする。

指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セツト利用）を原則とする。

上記により難い場合は、監督員と協議するものとする。

○ 現場で発生した建設発生土を使用する。

- ・ 次のストックヤードから、ストック土（第 種建設発生土 ）を搬入する。
ストックヤード（ 区・市 地先）
- ・ 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。
なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。

- （ 区・市 地先）
・ 東京都建設発生土再利用センターからストック土（第 種建設発生土）を搬入する。
・ 東京都建設発生土再利用センターから改良土（第 種建設発生土）を搬入する。
・ コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10 等）を使用する。
なお、六価クロムについて、平成 3 年 8 月 23 日付環境庁告示第 46 号による測定方法に基づき、あらかじめ土壤の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を直接使用し、1 購入先当たり 1 検体の試験を行う。
- ・ 次の場所から、 土を搬入する。
搬入元名称（ 区・市 地先）

(4) 建設廃棄物の現場内再利用

- 現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。
- ・ コンクリート塊については、粒の大きさを mm 以下に砕いて埋め戻し、（路盤材料・ ）に再利用する。
- ・ 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破砕する等加工し、（チップ舗装・堆肥・木杭・ ）に再利用する。
- ・ 発生する については、 に再利用する。

なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2 材料の品質等（8）」による。

ウ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。

(7) 発注者に引渡しを要するものは、次による。

- ・ (4) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、処理方法については、追記 2 の「特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収」による。

○ 「1.5.1 事前調査(1)」及び「第 29 章 石綿除去工事」 による。

- ・
- ・

オ 構外に搬出する建設副産物の取扱い、次による。

(7) 建設発生土の取扱い

受注者は、建設発生土を次の場所へ搬出し、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する資源有効利用促進法省令の取組（再生資源利用促進計画の作成、提出と説明、通知、掲示、報告、保存並びに受領書による管理等）を実施する。

- ・ 現場内利用（工事現場外一時仮置き）
ストックヤード（ 区・市 地先）へ搬出し、一時仮置きをする。仮置きを行う場合は、周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。
- ・ 工事間利用
次の工事現場へ搬出する。

なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議をする。

- （ 区・市 地先）
・ 搬出に先立ち、土壌汚染対策法施行規則及びダイオキシン類対策特別措置法に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を工事間利用先工事の発注部局に通知する。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

○ 指定処分Ⅰ（最終搬出先の記録の作成、保存が不要）

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

- ・ 東京都建設発生土再利用センター（（公財）東京都都市づくり公社）へ搬出する。
- ・ 株式会社建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）事業地の次の場所へ搬出する。
地区（ 区・市 地先）
・ 中央防波堤内側埋立地（東京港埠（ふ）頭株式会社）へ搬出する。
・ 新海面処分場（新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地：東京港埠（ふ）頭株式会社）へ搬出する。

- ・ 搬出先名称（ 区・市 地先）
（ 区・市 地先）

・指定処分Ⅱ（最終搬出先の記録の作成、保存が必要）
本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

- ・ 搬出先名称（ 区・市 地先）
（ 区・市 地先）
- ・ (4) 異物混入の防止

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

(7) 建設廃棄物の取扱い

受注者は、COBRIS 等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。

本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

- ・ コンクリート塊
（住所・搬出距離／搬出量／搬出条件等）
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
・ アスファルト・コンクリート塊
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
・ 建設泥土
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
・ 建設発生木材（原則として再資源化施設への搬出とする）
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
・ 建設混合廃棄物
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
・ 住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件：
・ 住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m³ 搬出条件：

(4) 有価物の取扱い

建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。

また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、(7)の規定による。

（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和 3 年 4 月 1 4 日環境発第 2104141 号）等を参照すること。）

カ クレオソート油等を含む建設発生木材の処理
クレオソート油、CCA（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号）第 1 条 8 号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入または塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及びダイオキシン類特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

キ セっこうボードの処理方法は、次による。
セっこうボードの撤去に際しては、セっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。

(7) (7)及び(4)以外の石膏ボードの処理は次による。

- ・ 最終処分場とする。
- ・ 再資源化とする。

ク PCB 含有シーリング材の処理は、次による。

(7) PCB 含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。

- ・

1.1.17 過積載の防止

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.19 保険の加入及び事故の補償

○ 本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

1.1.26 住宅瑕疵(か)し担保履行法に基づく資力確保措置

(1) 「特定住宅瑕疵(か)し担保責任の履行の確保に関する法律」（平成 19 年法律第 66 号）に基づく保険の加入又は保証金の供託の適用については、次による。

- ・ 適用する
- ・ 適用しない。

第 2 節 工事関係図書

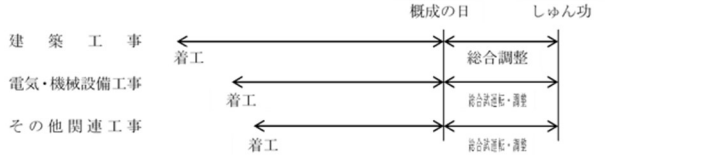
1.2.1 実施工程表

(2) 全体工期から別契約の関連工事に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第 1 編「1.5 工事期間」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完成するよう工程表を作成する。

また、工事の完了后、別契約の関連工事と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（別契約の関連工事は、「1.1.11 別契約の関連工事」による。）

なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事との連絡調整を十分にに行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。

＊概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1.1.2 用語の定義(26)による。」



1.2.2 施工計画書

(5) 「2.2.4 足場、仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。

1.2.3 施工図等

(4) 施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

1.2.4 工事の記録等

(5) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

- 作成する。
- ・ 作成しない。
- エ 写真帳の提出は、次による。
工事完了時に提出する。

なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だって整理し、必要に応じてキープラン、説明図を添付したものである。

(8) 工事状況記録ビデオ

- 作成しない（注：日野市議会上程案件以外の場合は作成しない。）。
- ・ 工事状況を撮影・編集した DVD 等については、次のとおり提出する。

第 3 節 工事現場管理

1.3.3 電気保安技術者

工事現場におく電気保安技術者は、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。

- 配置する。
- ・ 配置しない。

1.3.5 施工条件

(2) 施工順序は、次による。

- ・ 図面による。
- ・
- (3) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。
- ・ 図示による。
- ・

(4) 施工条件は、次による。

- ・

1.3.7 施工中の安全確保

(3) 「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 2 項における同法第 30 条第 1 項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。

- 本工事の受注者を指名する。
- ・ 本工事の受注者を指名しない。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。また、「労働安全衛生法」第 15 条、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

ア 統括安全衛生責任者

イ 元方安全衛生管理者

ウ 元安全衛生管理者

第 4 節 材料

1.4.1 環境への配慮

(1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

- (7) 特別品目
- 建設発生土、改良土
- 環境配慮型型枠（複合合板型枠等）
- 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）より抜粋
環境配慮型型枠について

工事の種類、工種、使用部位等に対応する最適なコンクリート型枠を使用するものとし、熱帯雨林を使用しないか又は使用を抑制した型枠（合板型枠（材料は以下ただし書きの①、②を満たすものに限る。）、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、樹脂製型枠、再生樹脂製型枠等）であること。

再生資源化施設や熱利用（回収、供給）が可能な施設において再資源化等が可能なものであること。

製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。

中古品を使用した場合でも、環境配慮型型枠であると区別できるのは環境配慮型型枠として扱う。ただし、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板を使用する場合は、認証材（FSC、PEFC または SGEC によるもの）、又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること。

- ① 原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材
- ② 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの

なお、国産材合板又は針葉樹材合板、若しくは複合合板を使用する場合も認証材、又は上記①、②の条件を全て満たすものであること。

※ 残し

- 再生クラッシャラン
- 再生粒度調整砕石
- 再生加熱アスファルト混合物
- 再生加熱アスファルト処理混合物
- 多摩産材を用いた建築材料
- 国産木材を用いた建築材料
- 低 VOC 塗料
- エコセメントを用いたコンクリート二次製品
- スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
- ノンフロン断熱材
- 再生骨材（O L ・ M）を用いたコンクリート
- ・ 再生骨材 H を用いたレディーミクストコンクリート
- ・ 再生木質ボード類
- ・

(4) 特定調達品目

- 建設機械
- ビニル系床材
- フローリング
- 陶磁器質タイル
- ・ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成材）
- ・ 日射調整フィルム
- ・

(7) 調達推進品目

- ・

イ 受注者は、ア以外のもので、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目の「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目

工事名	来庁者用駐車場整備工事		
図面番号	A-02		図名 特記仕様書 2
作成	令和 7 年 6 月 日	設計・監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日		

合は「環境物品等（ 特定調達品目）使用予定（ 実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。

なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

- (2) ホルムアルデヒド放散量について、放散等級の表示によらないものは以下のとおりとする。
- ・
 - 1.4.2 材料の品質等
 - (1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよいものは、次によるほか、(8)による。
 - ・
 - (8) 次の再生材の品質は、次による。
 - 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。
（土木材料仕様書については、東京都建設局ホームページを参照する。）
 - ア 再生クラッシャーラン（RC-40、RC-30）
 - イ 再生粒度調整砕石（RM-40、RM-30）
 - ウ 再生砂（RC-10）
 - エ 再生加熱アスファルト混合物
 - オ 改良土
 - カ 粒状改良土
 - キ 流動化処理土
 - ク 再生骨材しを用いたコンクリート
 - ケ コンクリート用再生骨材H
 - コ 再生粒度砕石（浸透トレンチ用）
 - ・

- 1.4.4 材料の検査等
- (1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。
- (6) コンクリートの圧縮強度試験は、「6.9.3 コンクリートの圧縮試験」(2)オの構造体コンクリートの強度の判定（表 6.9.3 供試体の養生方法、材齢及び試験回数）用にて作成された供試体を用いて行う、「6.9.5 構造体コンクリート強度の判定」をいう。
- 標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページに登録されているので、参照する。

第5節 石綿含有建材の調査

- 1.5.1 事前調査
- (1) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。
- ・ 分析調査結果による。
 - ・ 図面による。

- (2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。
- ①建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成 30 年 10 月 23 日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第 1 号 令和 2 年 7 月 1 日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）
- ②（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和 5 年 9 月 30 日までに登録されたもの
- ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。

また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

- （参考）
- 【報告対象となる工事】
- ① 解体部分の床面積の合計が 80 m以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込 100 万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込 100 万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
- ※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。
- ※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。
- 詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

- (3) 分析方法は、次による。
- 「建材中の石綿含有率の分析方法について」[平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号（厚生労働省）（令和 3 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 18 号により一部改正）参照]
- ・ JIS A 1481-1（定性分析）
 - ・ JIS A 1481-2（定性分析）
 - ・ JIS A 1481-3（定量分析）
 - ・ JIS A 1481-4（定量分析）
 - ・ JIS A 1481-5（定量分析）
- 「分析を行う者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）の「調査を適切に行うために必要な知識を有する者」に関する記載を参考とする。また、試料採取に際して、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。

・ 本工事であらかじめ分析調査を指定する箇所は次による。			
材料の種類	使用箇所		備考
	室名	部位等	
・			
・			

- 第7節 施工
- 1.7.7 排出ガス対策型建設機械
- 次の建設機械には、排出ガス対策型を用いるものとする。
- 一般工事用建設機械
（ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW）
- (1) バックホウ
- (2) ホイールローダー
- (3) ブルドーザ
- (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
- (5) 空気圧縮機（可搬式）
- (6) 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
- (7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
- (8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）
（「道路運送車両法」（昭和 26 年法律第 185 号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

- 1.7.8 低騒音・低振動型建設機械
- (1) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。
- ア バックホウ
- イ クラムシェル
- ウ トラクターショベル
- エ クロークレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
- オ 油圧式杭圧入引抜機
- カ アースオーガー
- キ オールケーシング掘削機
- ク アースドリル
- ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
- コ アスファルトフィニッシャー
- サ 空気圧縮機
- シ 発動発電機
- (2) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。
- ア パイプロハンマー

- 1.7.9 化学物質の濃度測定
- (1) 化学物質の濃度測定は、次による。
- 測定は行わない。
- ・ 次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認した上で、監督員に報告する。
- なお、改修工事の場合は、工事の完了後に測定する部屋をその着手前にも測定し、測定値を監督員に報告する。
- ・
 - (2)
- ア ホルムアルデヒド
- (7) 測定方法は、次による。
- なお、他の測定方法による場合は、採用した測定機器の特性等を考慮し、事前に監督員と協議する。
- ・ パッシブ型採取機器による DNPH 誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法
 - ・ アクティブ型採取機器による DNPH 誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法
 - ・

(4) 測定する室及び箇所（回数）

室名	箇所数	回数／時期

- イ トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びステレン
- (7) 測定方法
- ・ パッシブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
 - ・ アクティブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
 - ・ 型採取機器による固相吸着／加熱脱着法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
 - ・ 容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法
 - ・
- (4) 測定する室及び箇所（回数）
- (1)ホルムアルデヒドのイによる。
- ・ 次による。

室名	箇所数	回数／時期

- ウ 空気試料の採取方法等
- 空気試料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」による。ただし、本工事に適用が困難な部分については、監督員と協議する。
- エ 測定後の措置
- 測定の結果、厚生労働省の定める指針値を上回った場合の措置については、監督員と協議する。

※ 参考：対象物質の厚生労働省の指針値（令和 7 年 1 月時点）

ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.08ppm）		
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.07ppm）	エチルベンゼン	370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.085ppm）
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.05ppm）	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.05ppm）

（両単位の換算は、25℃の場合による。）

第9節 しゅん功図等

- 1.9.1 完了時の提出図書
- (1) 提出図書

- ア しゅん功図は、次による。
- 作成する（「1.9.2 しゅん功図」による。）。
 - ・ 作成しない。
- イ しゅん功写真は、次による。
- ・ 作成しない。
 - アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、2 部とする。
- なお、しゅん功写真の全ての著作権（「著作権法」（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条の権利を含む。）を発注者に譲渡すること。また、発注者の行為について著作権人格権を行使しないこと。

- ウ 安全に関する資料は、次による。
- 作成する（「1.9.3 安全に関する資料」による。）。
 - ・ 作成しない。

- 1.9.2 しゅん功図
- しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原図としてもよい。
- 種類、記入内容及び提出部数は、次による。
- (1) 電子データ版（CD-R 等） 2 部
- (2) 見開製本 (A1) 部
(A2) 部
(A3) 2 部（文字入り観音開き）
- (3) しゅん功原図 部

- 1.9.3 安全に関する資料
- (1) 安全に関する資料の作成内容等は、次による。
- イ その他の安全に関する資料
- 付属品等引渡し通知書
 - 試験成績書
 - 官公署届出書類（副本）
 - 官公署届出書類の写し
 - 鍵・備品・工具リスト
 - 保証書
 - 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転転説明書等）
- ※ 官公署届出書類及び保証書を除き、2 部提出する。

第2章 仮設工事

第1節 共通事項

- 2.1.3 仮設材料
- (2) 仮設材料のうち、次のものは新品を使用する。
- ・
 - ・

第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

- 2.2.4 足場、仮囲い等
- (2) 仮囲いについては、別途指示する位置に次のものを設置する。
- ・ 万能鋼板 H＝3.0m
 - ・ 波形鋼板 H＝1.8m
 - バリケードフェンス H＝1.8m
- 仮囲い以外の指定する仮設は、次による。
- ・
 - ・
- (3) 足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等作業主任技能講習を修了した者等が行うこととする。
- ・
- また、仮設足場については、次のものを想定している。
- ・ 足場の設置が所、シート等の設置については、図面による。
 - ・ 防音パネルの設置範囲は、「2.5.4 騒音・粉じん等の対策(2)」による。
 - ・ 手すり先行枠組足場
 - ・ 手すり先行くさび緊結式足場
 - ・

第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

- 2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等
- 監督員事務所の設置は、次による。
- 設置しない。
 - ・ 設置する。
- (1) 監督員事務所の規模は、次による。
- ・
 - (2) 標準仕様書に記載した監督員事務所の備品以外で設置するものは、次による。
 - ・

第3章 土工事

第1節 共通事項

- 3.1.3 敷地整理
- (3) 工事の支障となる樹木の処置は、次による。
- ・ 雑草等は根切工事前に刈り取る事。。

第5章 鉄筋工事

第2節 材料

5.2.1 鉄筋

鉄筋の種類等は、次による。

種類の記号	呼び径（mm）
○ SD295	OD16 以下
・ SD345	・ D19 ～ D25
・ SD390	・ D29 以上
・	・

第6章 コンクリート工事

第2節 コンクリートの種類及び品質

- 6.2.1 コンクリートの種類
- (1) コンクリートの類別は、次による。
- I 類
 - ・ II 類
- (2) コンクリートの気乾単位容積質量による種類は、次による。
- 普通コンクリート
 - ・ 軽量コンクリート

- 6.2.2 コンクリートの強度
- 6.2.4 ワークビリティ及びスランプ

普通コンクリートの設計基準強度（F_c）等は、次による。

設計基準強度（F _c ）	スランプ（cm）	適用範囲
○ 21 N/mm ²	18 c m	車止めポール、フェンス・サイン等基礎
○ 24 N/mm ²	18 c m	耐久設計基準強度
・		

- 6.2.5 構造体コンクリートの仕上り
- (2) コンクリート表面の仕上がり状態
- ア コンクリートの打放し仕上げ
- (7) 合板せき板を用いる場合のコンクリートの打放し仕上げの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・ A 種	
・ B 種	
○ C 種	土中部分

第4節 レディーミクストコンクリート工場の選定、コンクリートの製造及び運搬

- 6.4.1 レディーミクストコンクリート工場の選定
- イ(ハ) 良好な品質管理に向けた品質管理基準について
- 工場の品質管理状況に関しては、産・学・官で構成される「全国生コンクリート品質管理監査会議」がJIS Q 1011の規定にISO 9001の一部規定及び管理技術者の有無等の要求事項を加えた「全国統一品質管理基準」を策定し、毎年各工場の立入監査を行い、この基準に適合した工場に画マークを交付しているので、工場の選定に必要な品質確保の確認に参考にする。
- ・

第6節 コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め

- 6.6.7 打継ぎ
- (2) 打継ぎの位置は、次による。
- ・
- (3) 目地の寸法は、次による。
- ・ 標準仕様書「9.7.3 目地寸法(1)ア」による。
 - ・

第12節 暑中コンクリート

- 6.12.3 製造及び打込み
- (1) 受け入れ時のコンクリート温度の上限値を 38 度とする場合は、次による。
- ア 酷暑期（過去 10 年間の気象データを基に日平均気温の日別平滑値が 28.0℃を超える期間）に適用する。なお、暑中期（過去 10 年間の気象データを基に日平均気温の日別平滑値

工事名	来庁者用駐車場整備工事		
図面番号	A-03	図名	特記仕様書 3
作成	令和 7 年 6 月 日	設計・監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日		

が25.0℃を超える期間)において、コンクリート温度が35.0℃を超えると予測された日は、酷暑期と判断することができる。

イ コンクリートの調査は、試し練りにより定めることとし、「6.3.2 コンクリートの調査計画調査の決定 (ウ)試験方法」によるほか、「暑中コンクリートの施工指針・同解説(2019年7月改定)」(日本建築学会)を参照にスランプの経時変化を確認する。(実験データの無い化学混和剤を用いる場合は、凝結性状を確認すること。)

ただし、「6.2.1 コンクリートの種類」(1)コンクリート種別Ⅰ類 JIS Q 1001(適合性評価ー日本産業規格への適合性の認証ー一般認証指針 (鉱工業品及びその加工技術)及び JIS Q 1011 (適合性評価ー日本産業規格への適合性の認証ー分野別認証指針 (レディーミクストコンクリート))に基づき、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)の適合認証に際して、コンクリート温度の上限値を38度とした認証コンクリートは、試し練りを省略できる。

ウ 「6.12.2 材料及び調査」に関わらず、材料及び調査は次による。

スランプ	受入れ時点の目標スランプ：21cm
単位水量	185kg/m3以下
単位セメント量・水セメント比	単位セメント量：315kg/m3以上 水セメント比：57%以下
混和材料	JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)高性能AE減水剤(遅延形) (日本建築学会近畿支部が行った「暑中コンクリート対策マニフヱスト2018」において実験済みの製品とする。)
圧縮強度の標準偏差σ	工場の実績を基に定める。 実績がない場合は、2.5N/mm ² または0.1Fmの大きい方の値

構造体強度補正值 (z8S91)	
セメントの種類	構造体強度補正值z8S91 (N/mm ²)
早強ポルトランドセメント	6
普通ポルトランドセメント	
高炉セメントB種	
中庸熱ポルトランドセメント	3
フライアッシュセメントB種	
低熱ポルトランドセメント	0

④ 施工計画書に圧送車の防暑対策やコールドジョイント対策(打設区画の設定、締固め方法等)や打設後の湿潤養生方法などを定め、監督員に提出し了承を得ること。施工計画作成にあたっては、「暑中コンクリートの施工指針・同解説(2019年7月改定)」日本建築学会を参照にすること。

第18章 塗装工事

第1節 共通事項

18.1.3 材料

(5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のを原則とするほか、図面（仕上げ表等）による。 また、「1.4.1 環境への配慮」による低VOC塗料は、次による。 ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下（鉄部用は5%以下）の水性塗料であること。 イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。 塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

第21章 外構工事

第2節 舗装工事

21.2.1 路床

路床の勾配を確保するため、盛土・切土がある際は、20cm厚ごとに締め固めること。
--

21.2.2 路盤

(1) ア 路盤の厚さは、次による。 ○ 図面による。 ・ (2) 材料 ア 路盤材料は、次による。 ○ 再生クラッシャーラン RC-40（品質については、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。) ○ 再生粒度調整砕石 RM-40（品質については、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。) ・

21.2.3 アスファルト舗装

- (1) 舗装の構成及び仕上り
ア 舗装の構成及び厚さは、次による。
○ 図面による。
・
エ 舗装の平たん性は、次による。

- ・
(3) 配合その他
ア 表層及び基層の加熱アスファルト混合物並びに再生加熱アスファルト混合物の種類は、次による。
○ 表層は再生密粒度アスファルト混合物とし、基層は再生粗粒度アスファルト混合物とする（品質については、標準仕様書「表21.2.6 石粉の粒度範囲」及び「表21.2.7 加熱アスファルト混合物等の種類及び標準配合」によるほか、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。）。
・
また、本工事に使用するアスファルト混合物及び再生アスファルト混合物で、「アスファルト混合物事前審査」の認定を受けた混合所の認定混合物を使用する場合は、認定証の写しを監督員に提出し、この場合の品質管理は追記1の「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準（試行）」(東京都建設局)による。
(5) 試験
ウ(7) アスファルト混合物等の抽出試験は、次による。
・ 行う。
○ 行わない。

21.2.5 カラー舗装

- (1) 舗装の構成及び仕上り
ア 舗装の種類は、次による。
・ 加熱系
○ 常温系
イ(7) 加熱系カラー舗装の構成及び厚さは、次による。
・
表層に用いる加熱系混合物の結合材の種類は、次による。
・ アスファルト混合物
・ 石油樹脂系混合物
ウ 常温系カラー舗装は、次による。
工法は、次による。
・ 図示による。
・
着色部の下部は、次による。
○ アスファルト舗装
・ コンクリート舗装
(2) 材料
ア(ウ) 添加する着色骨材又は自然石は、次による。
(3) 配合その他
ア(イ) 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量は、次による。
・
イ ニート工法、塗布工法の配合その他は、次による。
・

21.2.8 緑石及び側溝

(1) 材料 ア コンクリート緑石及び側溝の種類、形状、寸法等は、次による。		
種類	形状、寸法等	使用箇所
・緑石	歩車道境界ブロック切下げ用・乗入用	駐車場部分
・側溝	U字溝用グレーチング	駐車場部分
イ 現場打ちの場合、コンクリート及び鉄筋は、次による。(21.3.2(8)(9)) ・ ウ 地業の材料は、次による。 ○ 再生クラッシャーラン (RC-40) ・ 切込み砂利 ・ 切込み碎石 ・ (2) 施工 ア 砂利地業の厚さは、次による。 ・		

第3節 排水工事

21.3.1 共通事項

雨水浸透施設の敷設は、次によるほか、「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針」及び「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」（東京都総合治水対策協議会）、並びに「外構工事設計要領（構内舗装・排水等編）」（東京都財務局建築保全部）を参照すること。 ○ 図面による。 ・

21.3.2 材料

(1) 排水管用材料の材種、管の種類・記号、呼び径等は、次による。

材種	管の種類・記号	呼び径等	使用箇所
・遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管（1種）		
・硬質ポリ塩化ビニル管	・VP ・VU ・RS-VU（注1）		
・硬質ポリ塩化ビニル管継手	・DV（注2） ・VU継手（注3）		

(注1) RS-VU（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管：JIS K9797）

- (注2) DV (排水用硬質塩化ビニル管継手：JIS K6739)
(注3) VU 継手 (屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手：AS 38)
(4) 側塊の形状及び寸法は、次による。
・
ます
(5) 排水 樹 及び蓋の種類等は、次による。
○ PⅡ、PⅣ、PⅥ
(6) グレーチングの材質、用途、適用荷重、メインバーピッチ、ボルト固定の有無等は、次による。
○ 鋼鉄製、細目グレーチング蓋 T-6
(7) 地業の材料は、次による。
砂利地業 (4.6.2(1))
○ 再生クラッシャーラン (RC-40)
・ 切込み砂利
・ 切込み碎石
・

21.3.3 施工

ます (5) 側塊、排水 樹 オ(7) 足掛け金物の材料は、次による。 ・ 径22mmのステンレス製 ・ 径22mmの防錆処置を行った鋼製 ・ 径19mmの合成樹脂被覆加工を行った足掛け金物 ・ (6) 遠心力鉄筋コンクリート管 ア 基床の厚さ及び種類は、次による。 ・ (7) 硬質ポリ塩化ビニル管 ア 基床の厚さ及び種類は、次による。 ・ イ 継手は、次による。 ・ 接着剤 ・ ゴム輪
--

第4節 その他の外部工事

21.4.2 門扉、フェンス等

(2) 材料 ア 金属製の格子フェンス及び門扉の種類、寸法、材質等は、次による。 ・ イ ネットフェンスの種類、寸法等は、次による。 ○ 図面による。 エ フェンスの基礎は、次による。 ・ 図面による。 (3) 工法等 オ 見え掛り部分及び埋込み部分の表面処理は、次による。 ・
--

21.4.3 自転車置き場

- (1) 自転車置き場の寸法、材質等は次による。
○ 図面による。

第27章 塗装改修工事

第1節 共通事項

27.1.3 材料 (18.1.3 材料)

(2) 塗装改修工事における防火材料は次による。 ・ (5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のを原則とするほか、図面（仕上げ表等）による。 また、「1.4.1 環境への配慮」による低VOC塗料は、次による。 ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下（鉄部用は5%以下）の水性塗料であること。 イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。 塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。
--

第2節 下地調整

27.2.1 施工一般

既存塗膜の除去範囲は、次による。 ○ 既存駐輪場屋根(サイクルポート)の鉄鋼面
--

27.2.3 鉄鋼面の下地調整

鉄鋼面の下地調整の種別等は、次による。	
種 別	施工部位
・ R A 種	

○RB種	既存駐輪場屋根(サイクルポート)の鉄鋼面
・RC種	

第4節 さび止め塗料塗り

7.4.3 さび止め塗料塗り

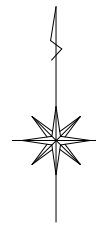
1) 鉄鋼面のさび止め塗料塗りの工程 合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）及びつや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G）の場合	
種 別	使用箇所
○A種	既存駐輪場屋根(サイクルポート)の鉄鋼面
・B種	
・C種	

第8節 耐候性塗料塗り(DP)

7.8.2 鉄鋼面の耐候性塗料塗り

鉄鋼面の耐候性塗料塗りの上塗り塗料の等級等は、次による。	
上塗り塗料 の等級	使用箇所
・ 1 級	
○ 2 級	既存駐輪場屋根(サイクルポート)の鉄鋼面
・ 3 級	

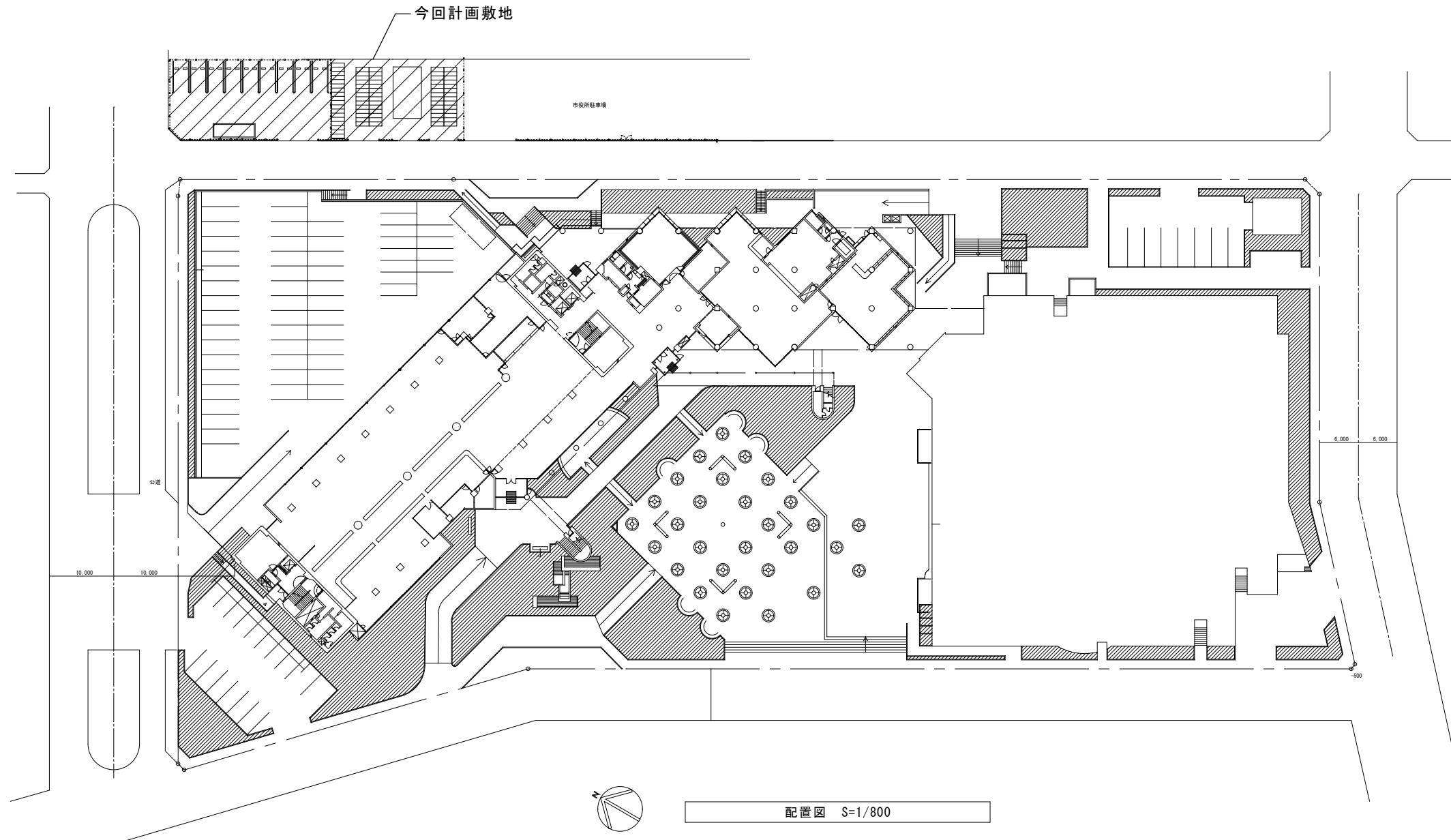
工事名	来庁者用駐車場整備工事		
図面番号	A-04	図名	特記仕様書 4
作成	令和7年6月 日	設計・監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日		



本計画敷地

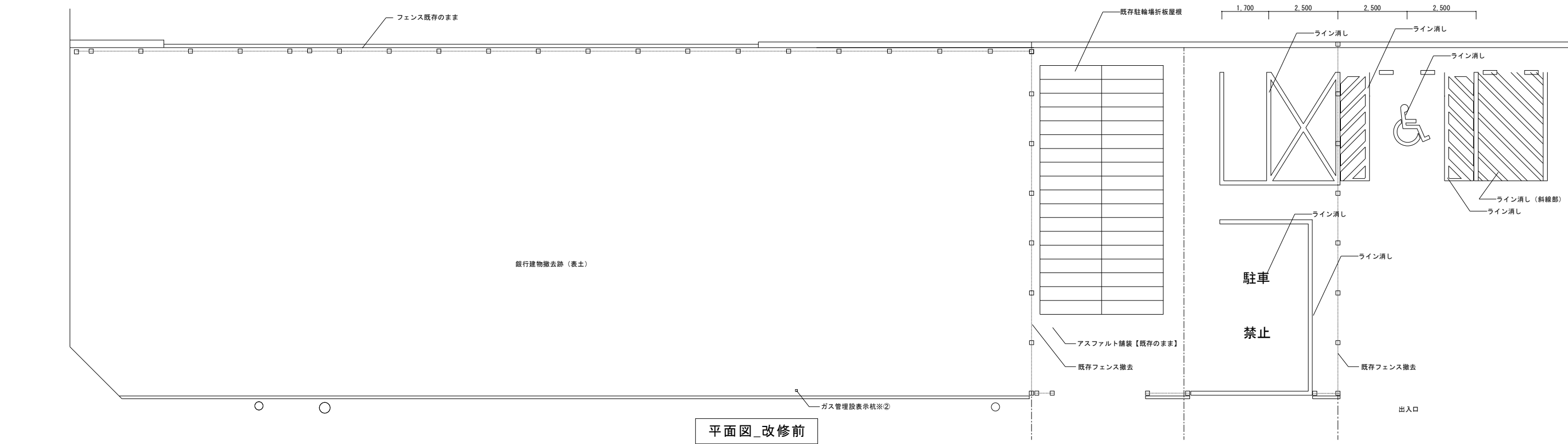
案内図 S=1/20000

今回計画敷地

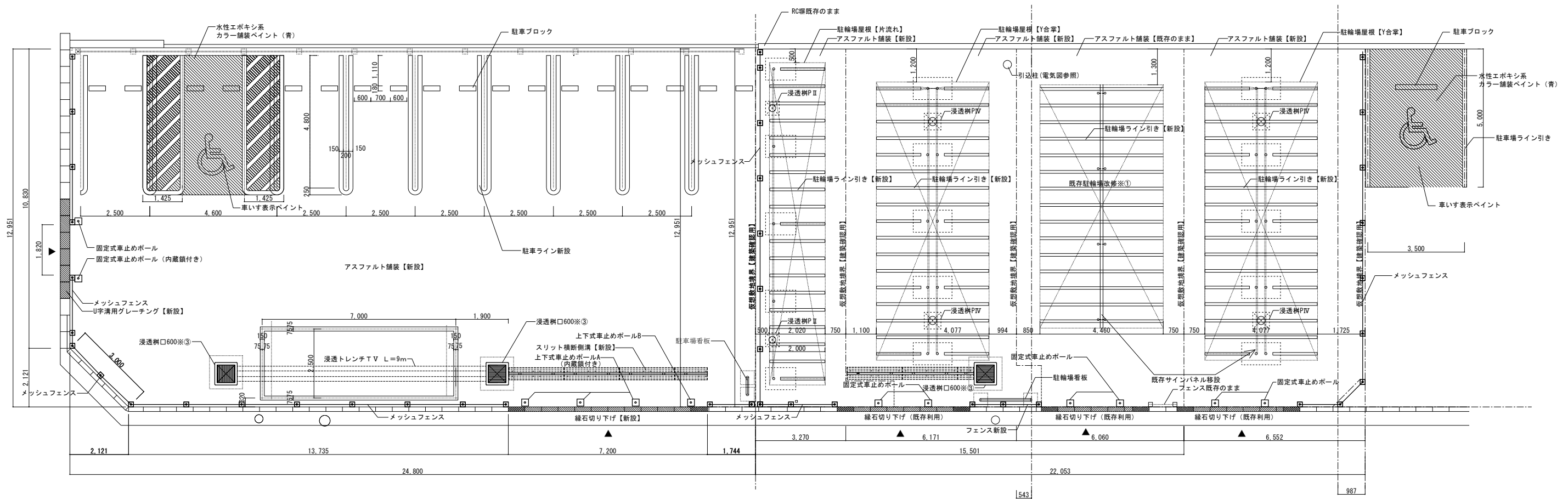


配置図 S=1/800

工 事 名		来庁者用駐車場整備工事		
図 番	A-05	図 名	案内図・配置図	縮 尺
作 成		監理 日野市総務部建築営繕課		
訂 正		設計 日野市総務部建築営繕課		
令和7年 6月 日				
年 月 日				



平面図_改修前



平面図_改修後

縮尺: 1/150 (A3)

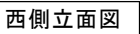
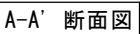
※①
既存塗膜の下地調(既存塗膜除去+素地ごしらえ)。鉄鋼面R8種
錆止塗料塗り(鉄鋼面)塗装_塗料種別A種(鉛・クロムフリー)工程C種
耐候性塗料塗り (DP) 塗装_鉄鋼面_工程B種_2級

※②
埋設されているガス導管については、東京ガスと協議すること。

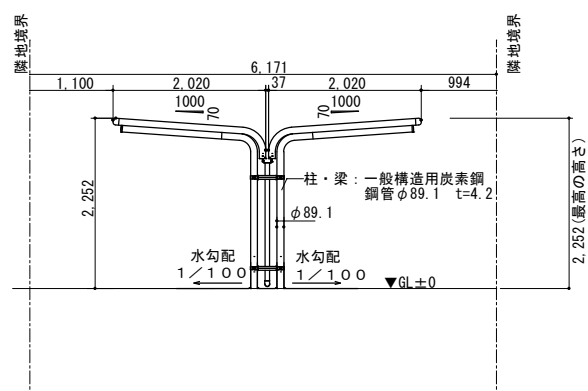
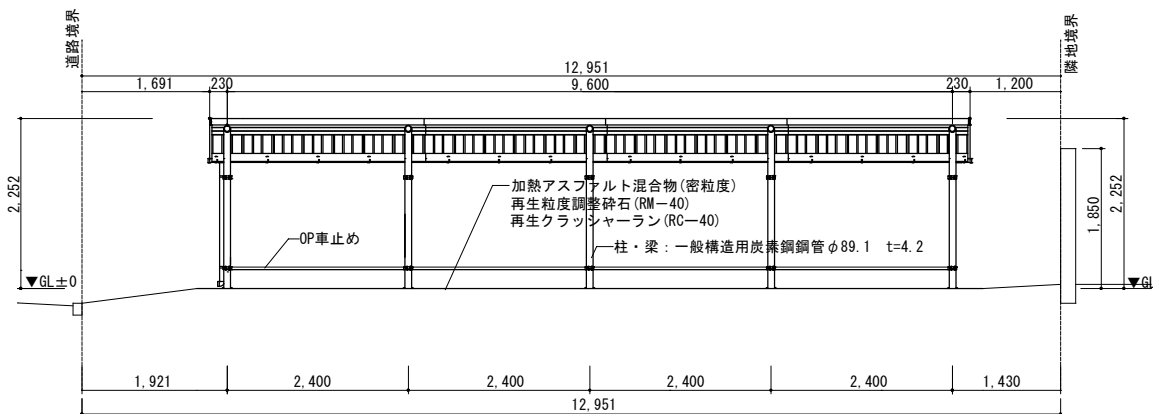
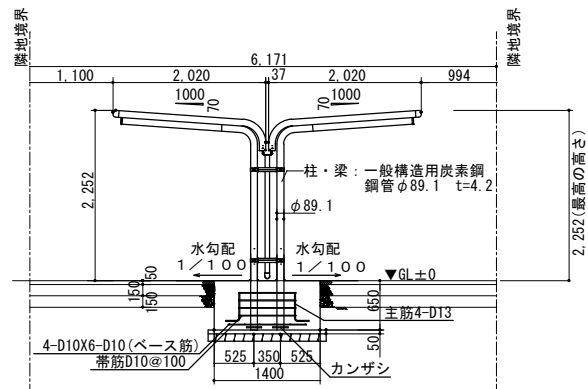
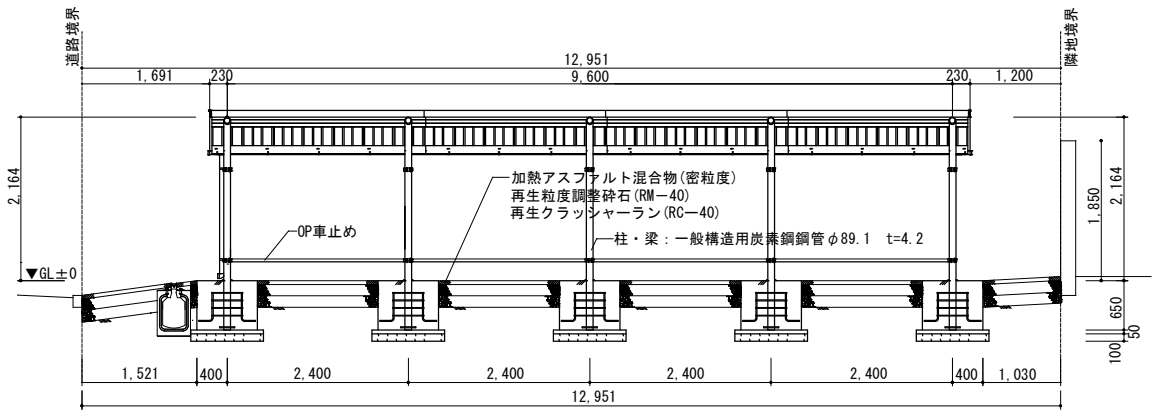
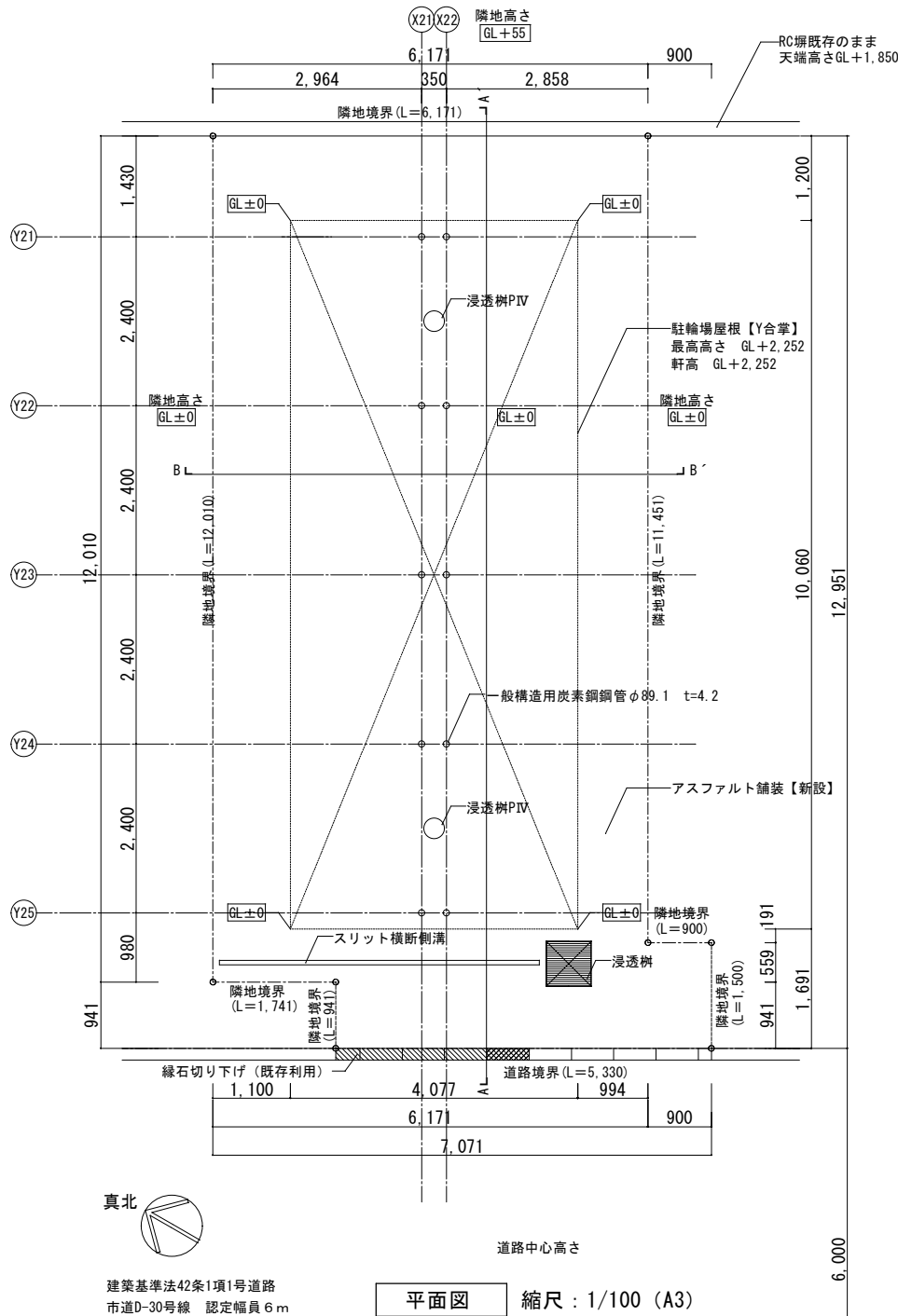
※③
浸透樹を設置する際は、掘削する2週間前に日野市ふるさと文化財課へ通知し、立ち会わせること。

既存駐輪場の検査済証発行年月日・番号：昭和59年3月14日・第4658号

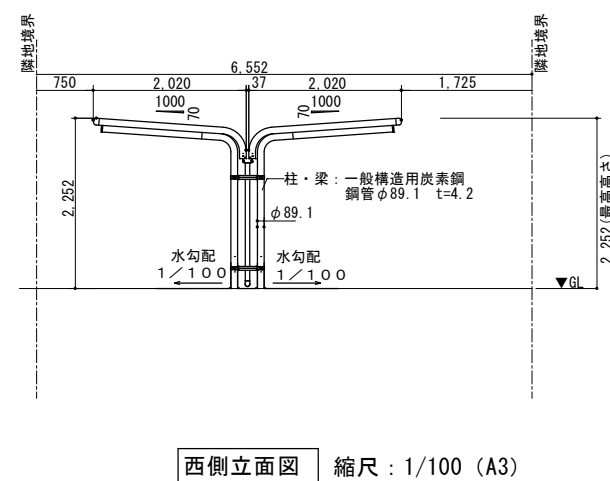
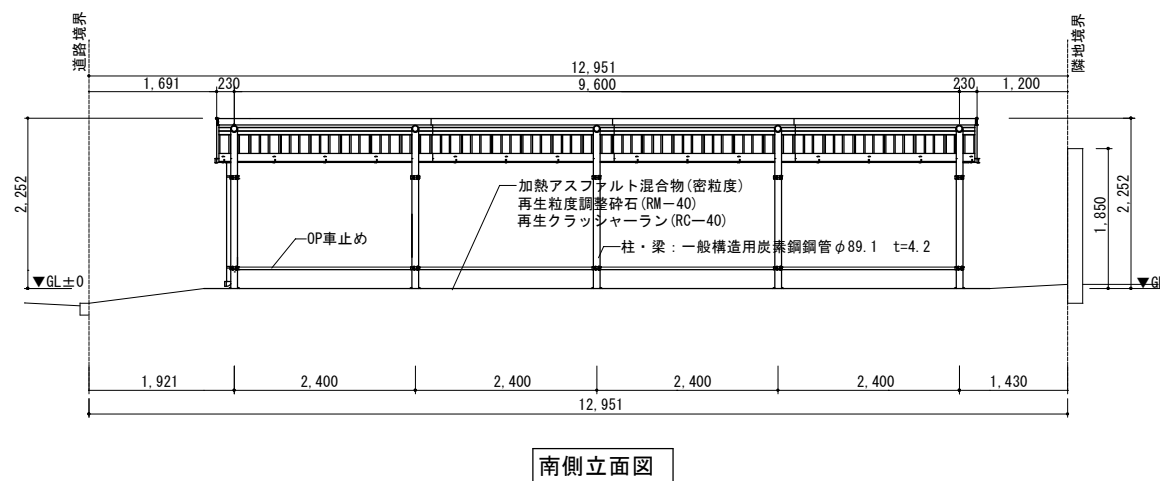
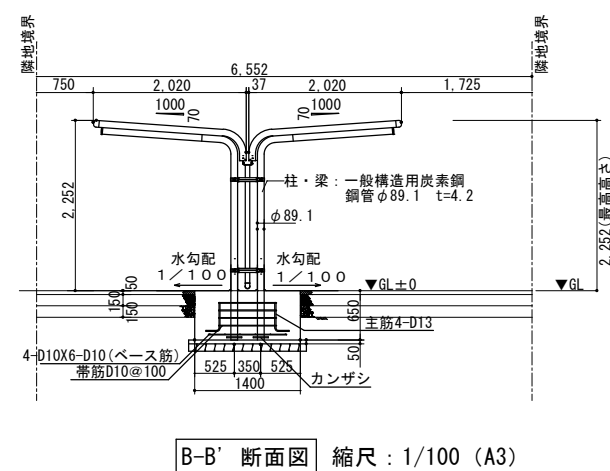
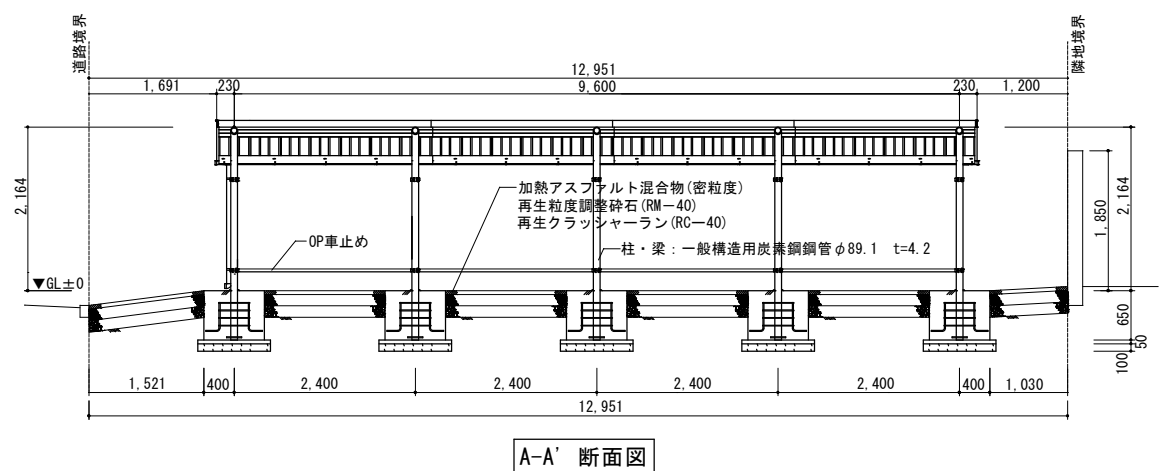
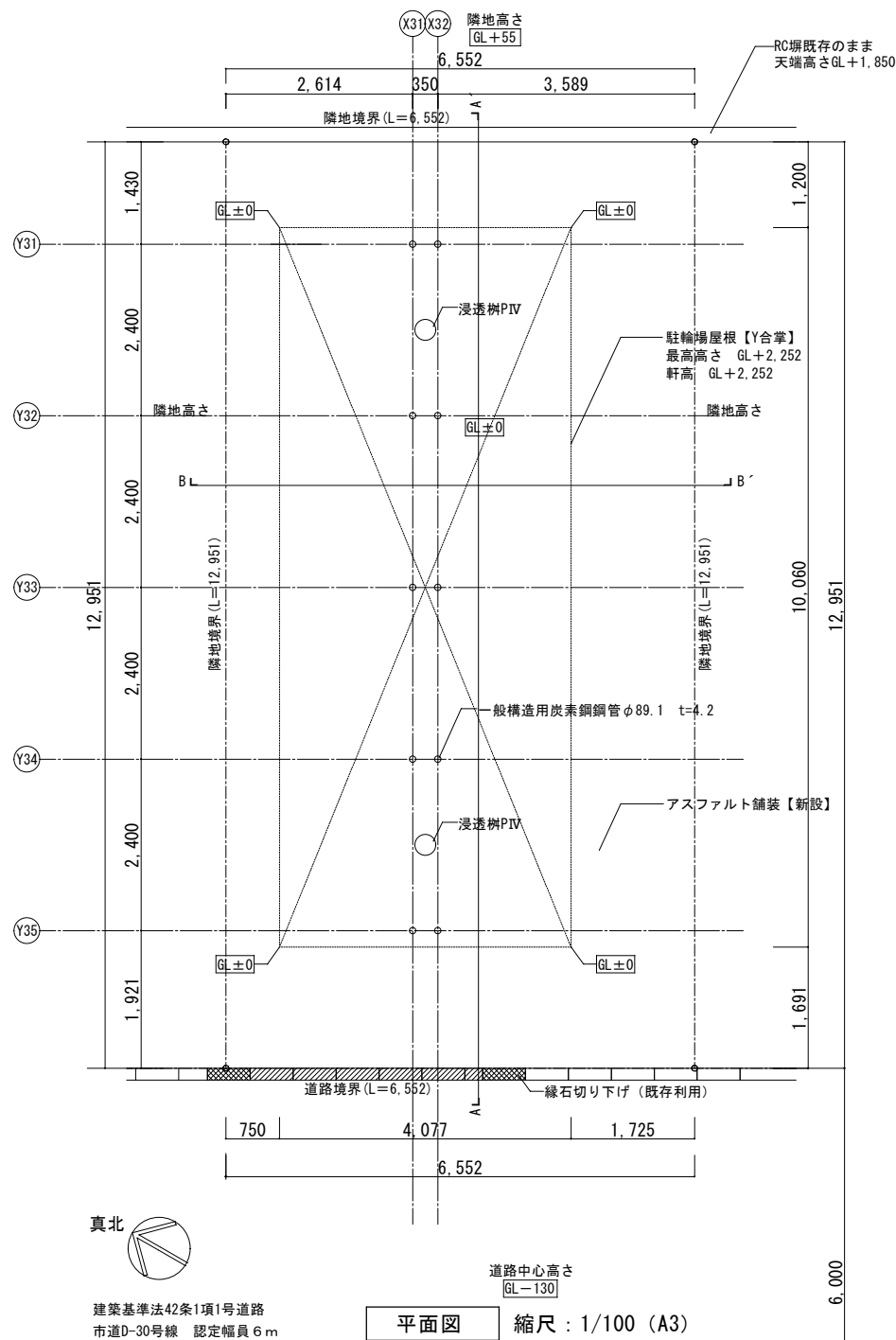
来庁者用駐車場整備計画			
国 番	A-06	国 名	平面図_改修前・改修後
作成	令和7年6月 日	整理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日	設計	日野市総務部建築営繕課



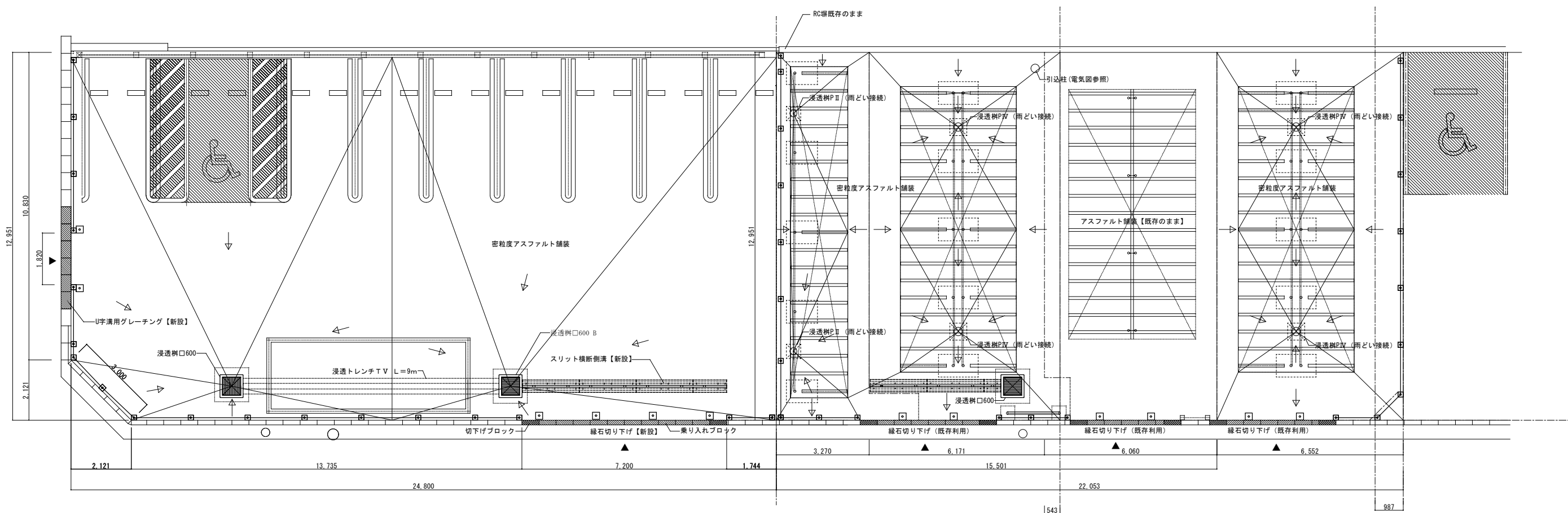
工 事 名		来庁者用駐車場整備計画	
図 番	A-07	図 名	平面詳細図・断面図・立面図 1
作成 令和7年6月	日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正 年 月 日	日	設計	日野市総務部建築営繕課



工 事 名	来庁者用駐車場整備計画		
図 番	A-08	図 名	平面詳細図・断面図・立面図 2
作 成	令和7年6月 日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂 正		設計	日野市総務部建築営繕課
年 月 日			



工 事 名	来庁者用駐車場整備計画		
図 番	A-09	図 名	平面詳細図・断面図・立面図 3
作 成	令和7年6月 日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂 正		設計	日野市総務部建築営繕課
年 月 日			



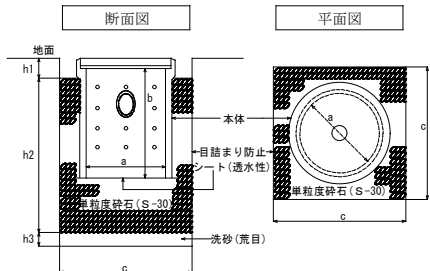
路盤整備図 縮尺：1/150 (A3)

工事名	来庁者用駐車場整備計画		
図番	A-10	図名	路盤整備図
作成 令和7年6月 日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 年 月 日	設計 日野市総務部建築営繕課		

浸透樹Ⅱ・Ⅳ詳細図

断面図

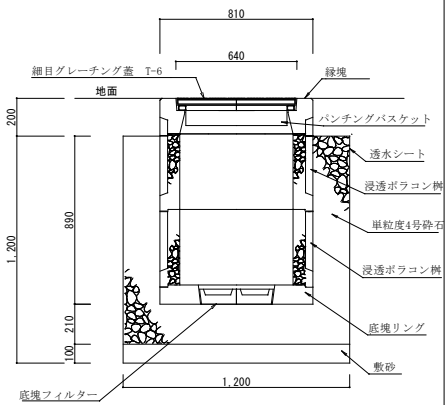
平面図



浸透樹 寸法表

型番	ますの径 a	ますの高さ b	h1	h2	h3	裾削辺c
PⅡ	200	400	100	390	25	400
PⅣ	300	500	100	510	30	600

浸透樹口600A・B・C詳細図

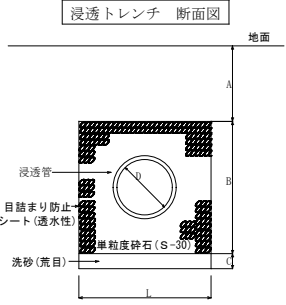


※日野市清流保全に関する条例 表1
浸透樹PⅤ型以上の雨水処理能力を有すること
参考までに条例PⅤ型の形状を示す。なお各記号は左記樹PⅡ・Ⅳ型に準ずる

型番	ますの径 a	ますの高さ b	h1	h2	h3	裾削辺c
PⅤ	500	800	100	880	50	1000

浸透トレンチ詳細図

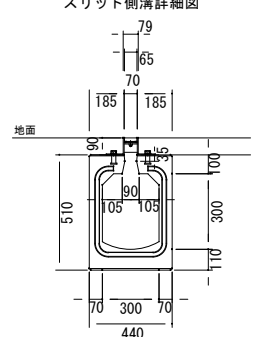
浸透トレンチ 断面図



型番	トレンチの幅 L	トレンチの高さ (B+C)	砂層の高さ C	土かぶり A	管径D
TⅤ	550	600	40	200	200

スリット横断側溝詳細図

スリット側溝詳細図

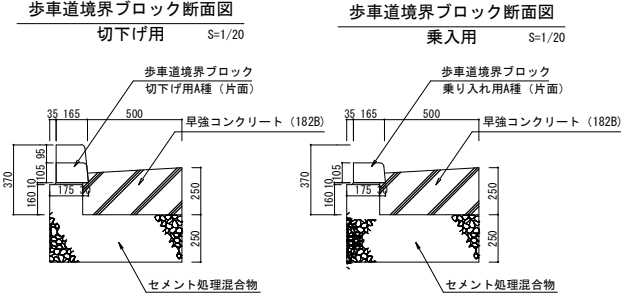


T-25型
細目インシュレータ

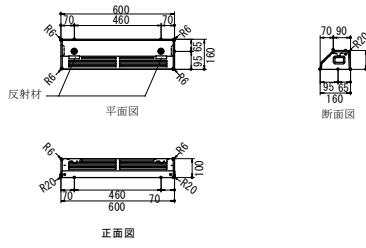
切下げ縁石詳細図

歩車道境界ブロック断面図
切下げ用 S=1/20

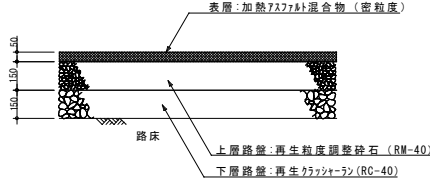
歩車道境界ブロック断面図
乗入用 S=1/20



駐車ブロック詳細図



アスファルト舗装詳細図



工事名

来庁者用駐車場整備工事

図番

A-11

図名

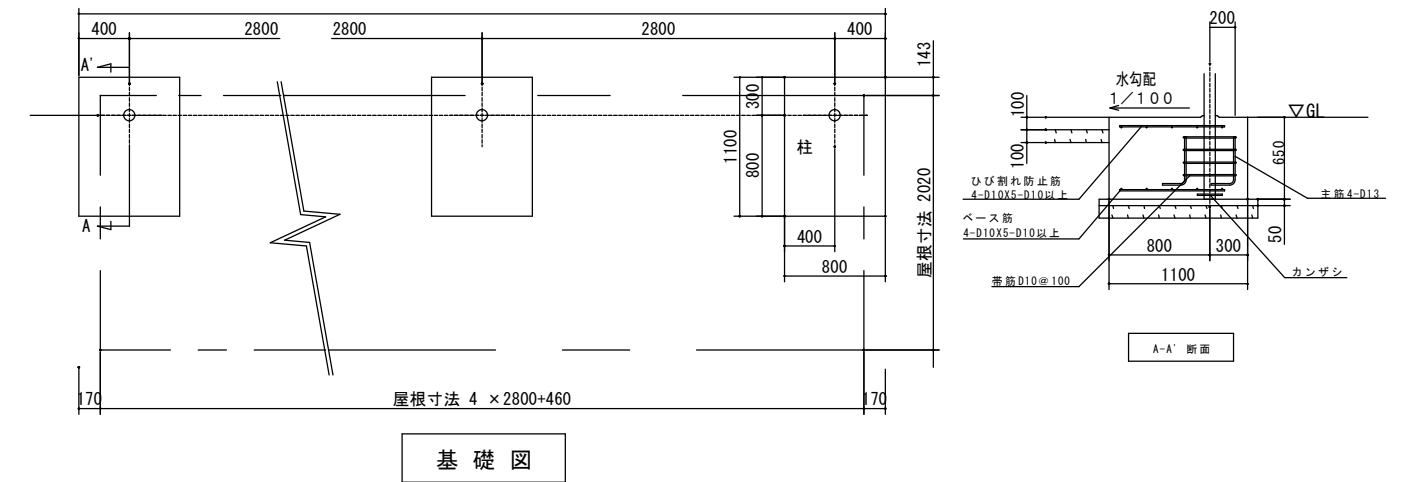
路盤整備図_部分詳細図

作成年月日

監理 日野市総務部建築営繕課

訂正年月日

設計 日野市総務部建築営繕課



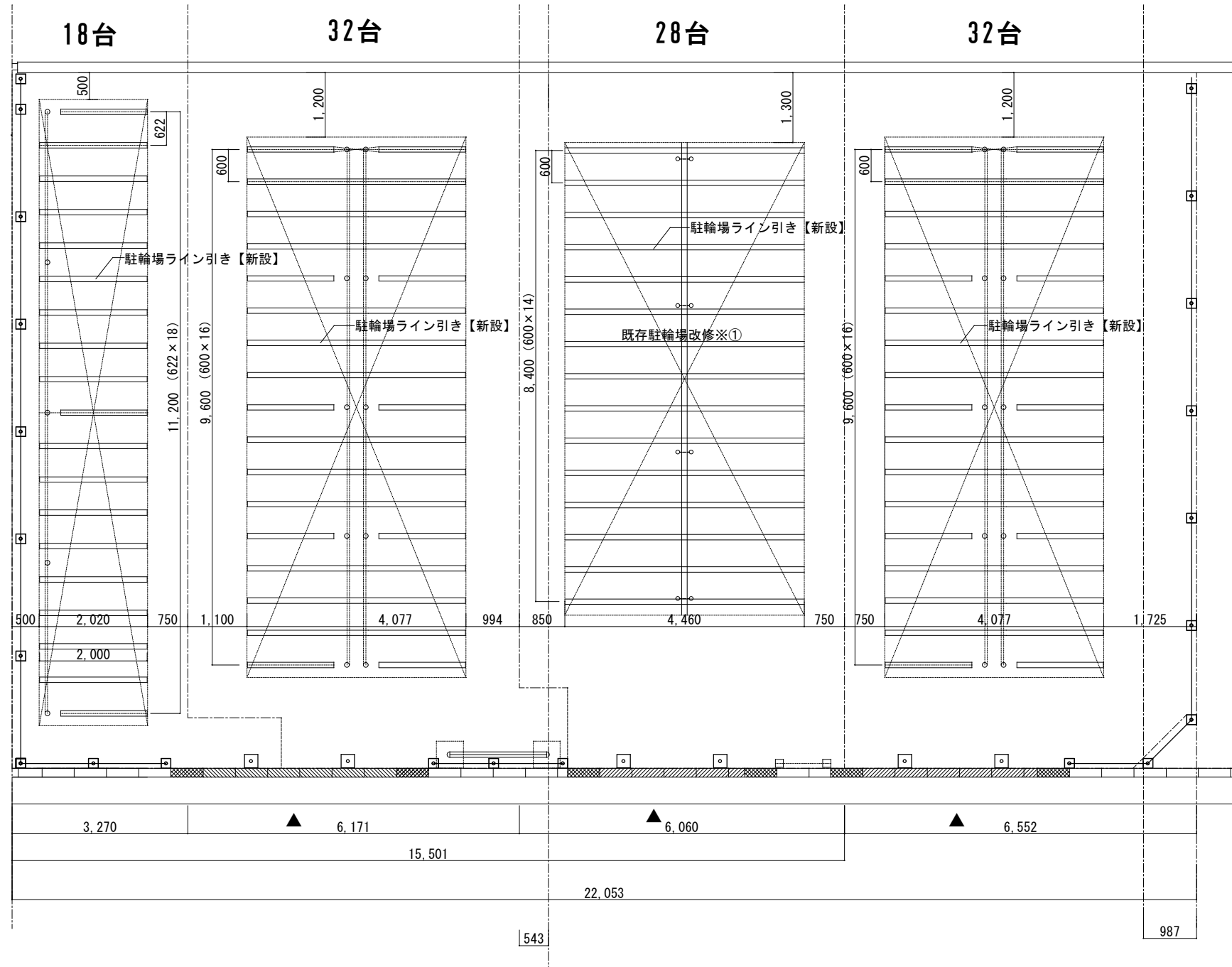
品番	部 品 名	材 料 (材質)	単 位 mm
1	柱・梁	一般構造用圧延鋼管	4.2
2	桁梁	冷間成形のめっき鋼板	1.6
3	屋根パネル	冷間成形の55%アルミニウム合金のめっき鋼板	0.5
4	床板	"	0.7
5	断熱シム	"	0.7
6	柱とい	建築用55%アルミニウム-亜鉛合金のめっき鋼板	0.6
7	隅とい	ASA製	

一般構造用圧延鋼管→Y12(JIS G 3444)

冷間成形のめっき鋼板→F12(JIS G 3302)

冷間成形-5%アルミニウム合金のめっき鋼板→Y10(JIS G 3317)

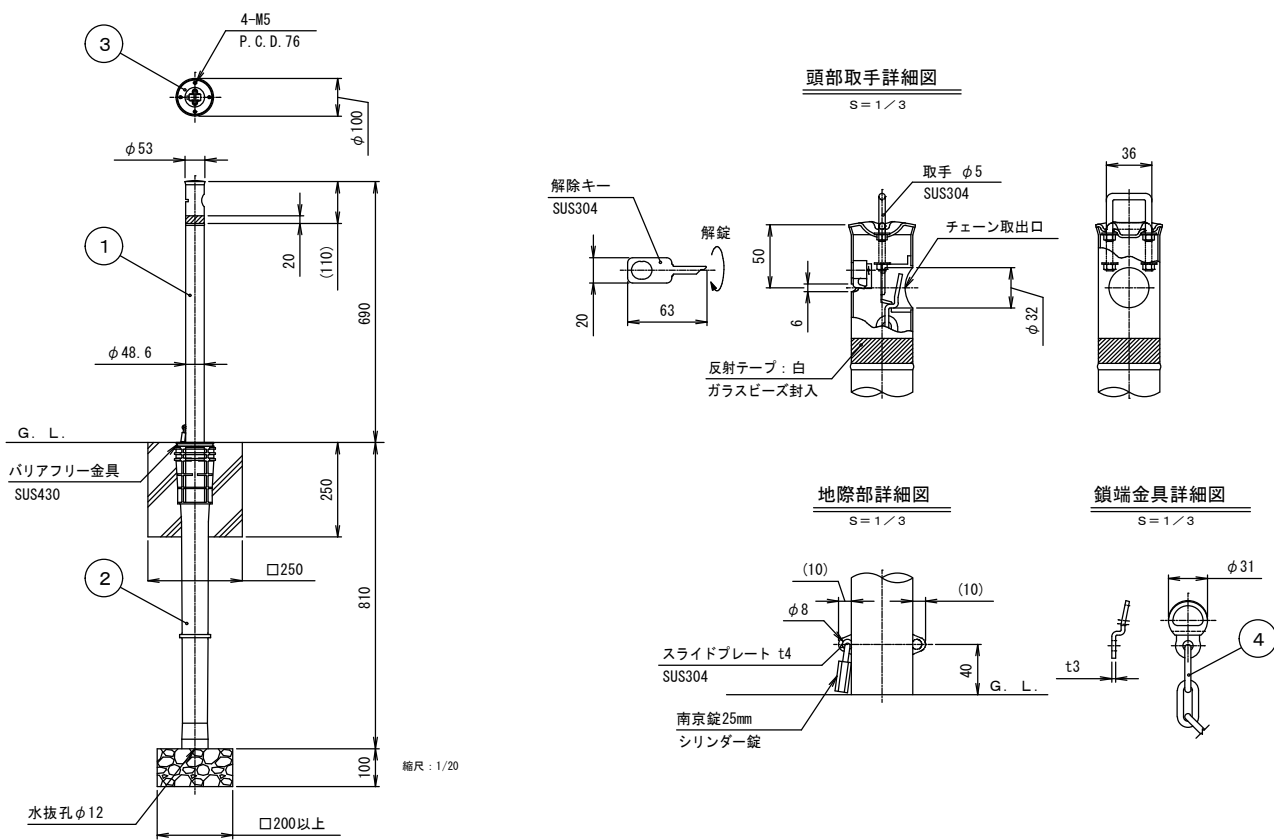
建築用55%アルミニウム-亜鉛合金のめっき鋼板→A2150(JIS G 3322)



駐輪場ライン図

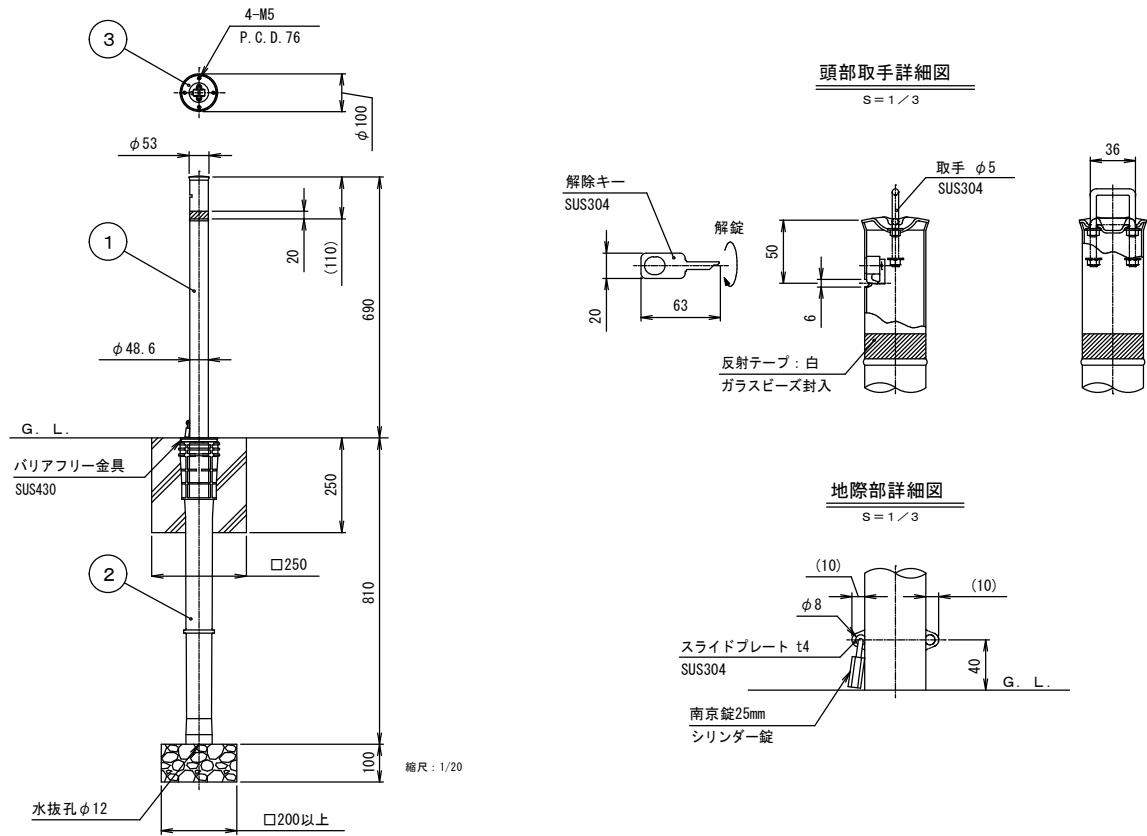
縮尺：1/100（A3）

工 事 名	来庁者用駐車場整備工事		
図 番	A-13	図 名	駐輪場ライン図
作 成 令和7年6月 日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂 正 年 月 日	設計	日野市総務部建築営繕課	



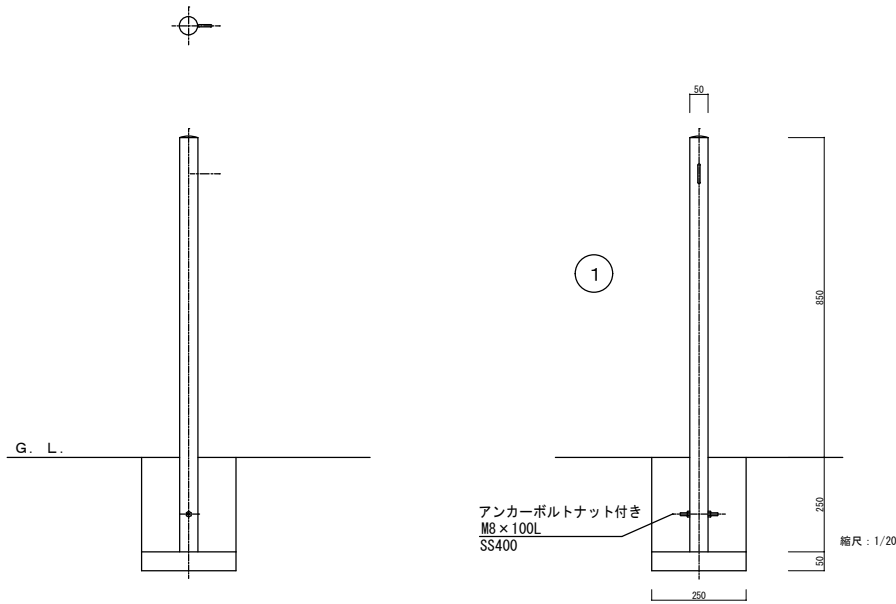
番号	品名	数量	材質	備考
4	クサリXU+FF65クサリ端金具	1	ステンレス SUS304	φ5×1.5M 支柱間ピッチ
3	化粧カバー	1	ステンレス SUS304	φ92×t1.0 #400
2	埋込スリーブ	1	ポリプロピレン P.P.	最大幅寸法108 ガラス繊維入り(20%)
1	パイプ	1	ステンレス SUS304	φ48.6×t1.5 #400

上下式車止めA 詳細図



番号	品名	数量	材質	備考
3	化粧カバー	1	ステンレス SUS304	φ92×t1.0 #400
2	埋込スリーブ	1	ポリプロピレン P.P.	最大幅寸法108 ガラス繊維入り(20%)
1	パイプ	1	ステンレス SUS304	φ48.6×t1.5 #400

上下式車止めB 詳細図



番号	品名	数量	材質	備考
2	フック	1	ステンレス SUS304	φ6
1	パイプ	1	ステンレス SUS304	φ48.6×t1.5 #400

固定式車止めポール 詳細図

工事名	来庁者用駐車場整備工事		
図番	A-14	図名	車止め詳細図
作成	令和7年6月 日		
訂正	監理 日野市総務部建築営繕課		
年月日	設計 日野市総務部建築営繕課		

S=1:20

Technical drawing of a rectangular structure, likely a foundation or retaining wall, showing dimensions and material specifications.

Dimensions:

- Overall width: 2000
- Overall height: 1200
- Height from ground level (GL+0m) to the top of the structure: 1170
- Height from ground level (GL+0m) to the bottom of the structure: 30
- Height from ground level (GL+0m) to the bottom of the structure (excluding the 30mm offset): 200
- Width of the base: 180
- Width of the base (excluding the 180mm offset): 450

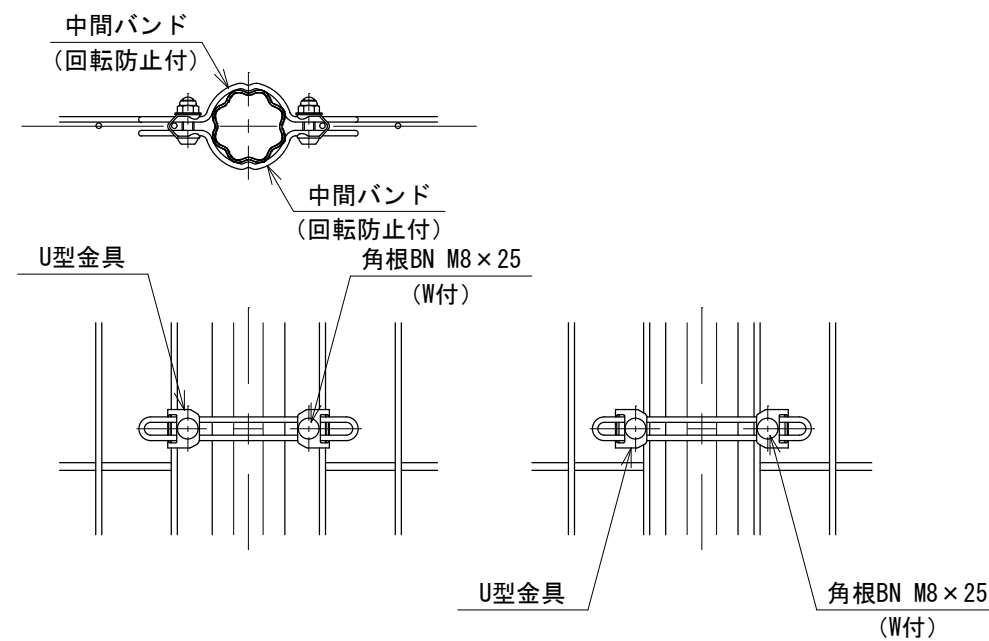
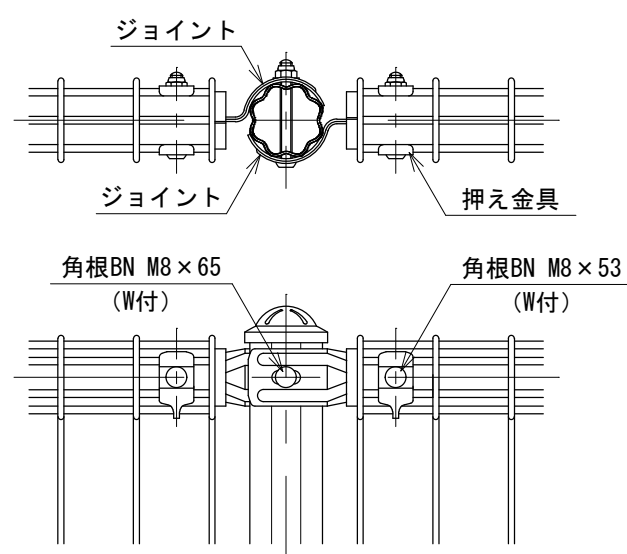
Material Specifications:

- ワイヤメッシュ (ハイテンション線) (Wire mesh (High tension line))
- 亜鉛・アルミ・マグネシウム (Zinc, Aluminum, Magnesium)
- 合金めっき鉄線 (Galvanized steel wire)
- φ50.8×1.6 (Korin Rippu Kan) (50.8mm diameter, 1.6mm thickness, Korin Rippu Kan)

Labels:

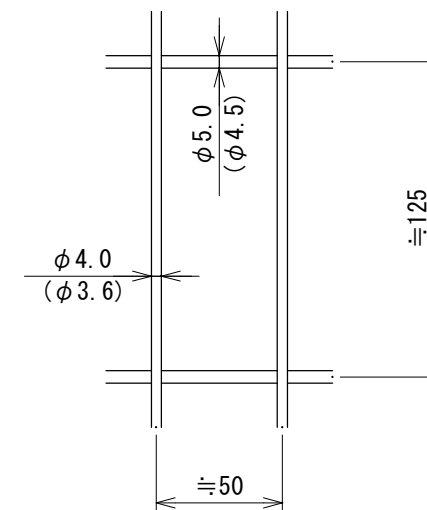
- A
- B
- GL+0m

B部取付図 S=1:5

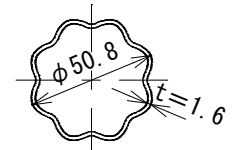


パネルと柱のすきまがせまい場合の取付図

() 内は芯径を示す。

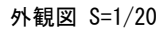


菊形リブ鋼管断面図



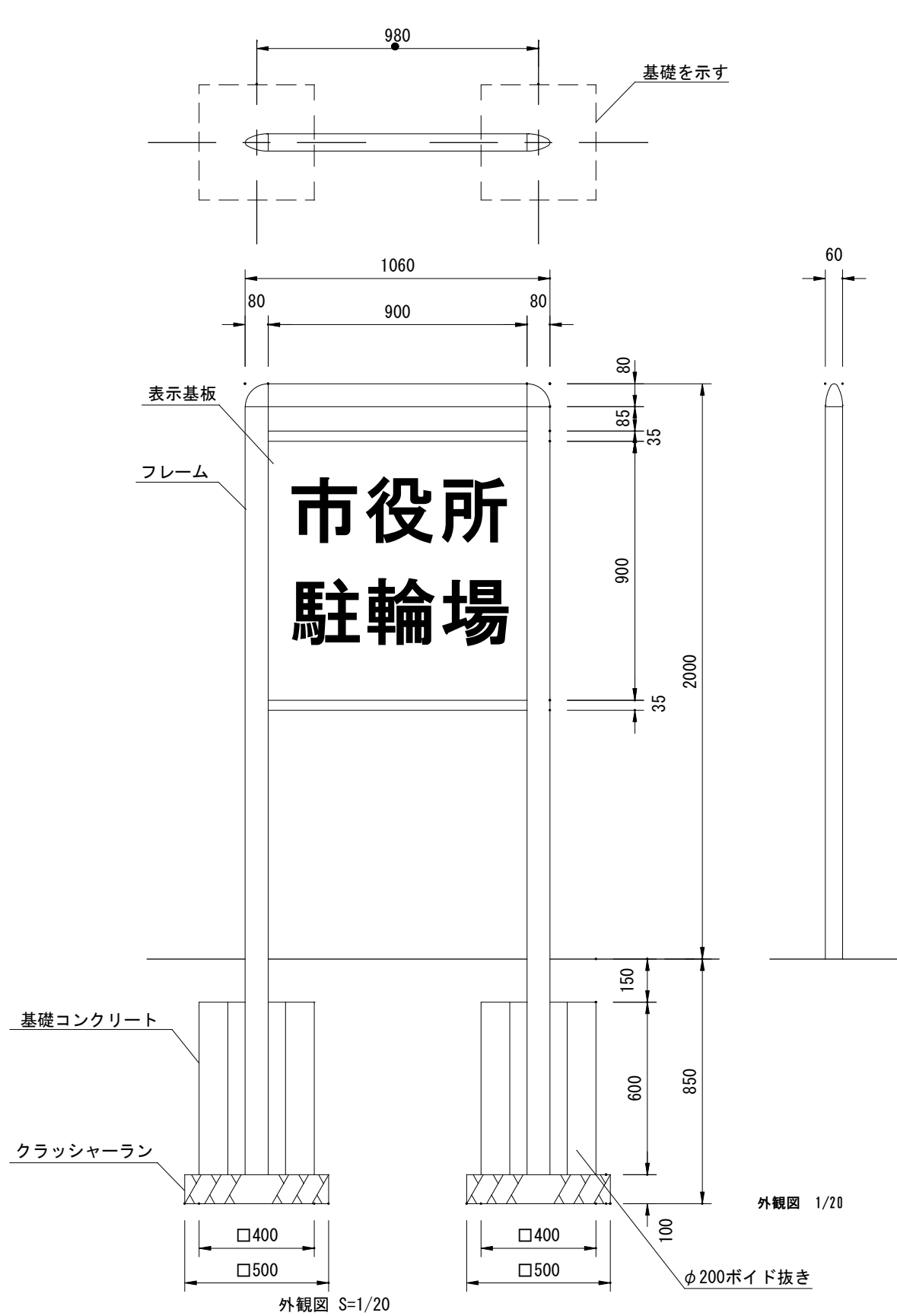
- ・ 溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理

工 事 名		来庁者用駐車場整備工事	
図 番		A-15	図 名
		フェンス詳細図	
作成 令和7年6月 日		監理	日野市総務部建築営繕課
訂正 年 月 日		設計	日野市総務部建築営繕課



詳細図 S=1/3

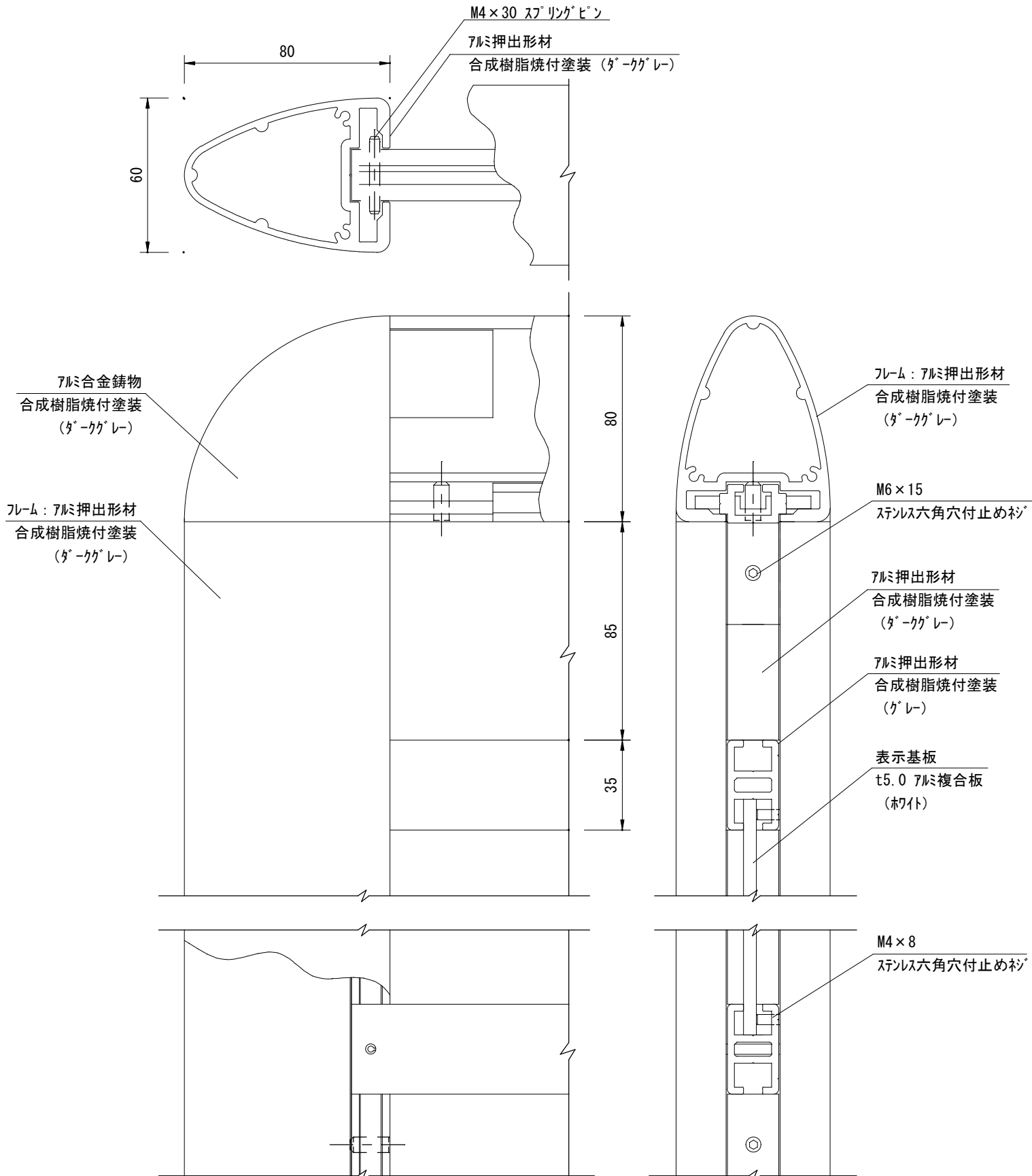
工 事 名				来庁者用駐車場整備工事			
図 番		A-16		図 名		駐車場看板詳細図 1	
作成 令和7年6月 日		監理		日野市総務部建築営繕課			
訂正 年 月 日		設計		日野市総務部建築営繕課			



外観図 1/20

外観図 S=1/20

フレーム：アルミ押出形材、合成樹脂焼付塗装（ダークグレー）
アルミ合金鋳物、合成樹脂焼付塗装（ダークグレー）
表示基板：t5.0 アルミ複合板（ホワイト）

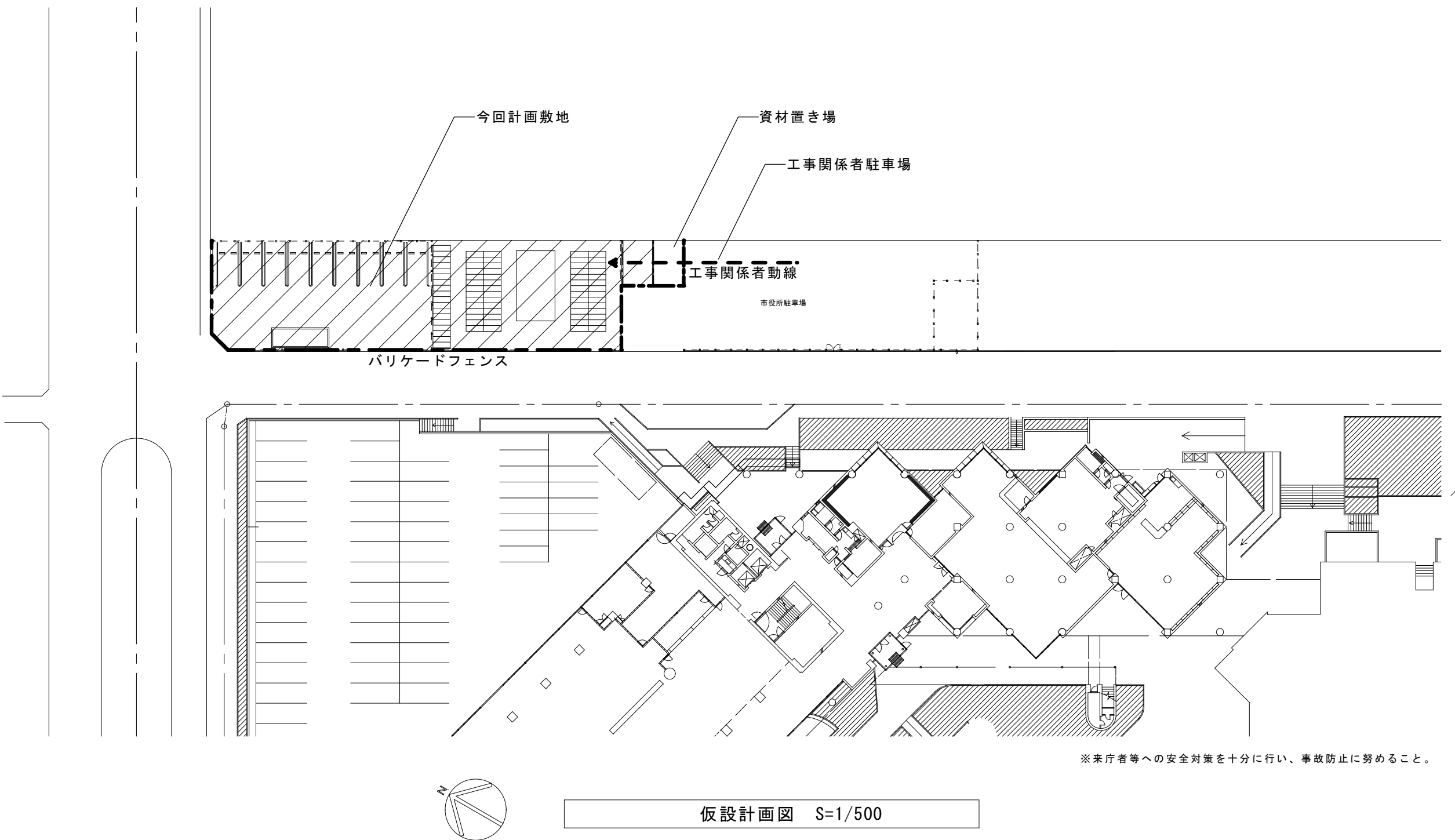


詳細図 S=1/2

工事名	来庁者用駐車場整備工事		
図番	A-17	図名	駐輪場看板詳細図2
作成 令和7年6月 日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正 年 月 日	設計	日野市総務部建築営繕課	

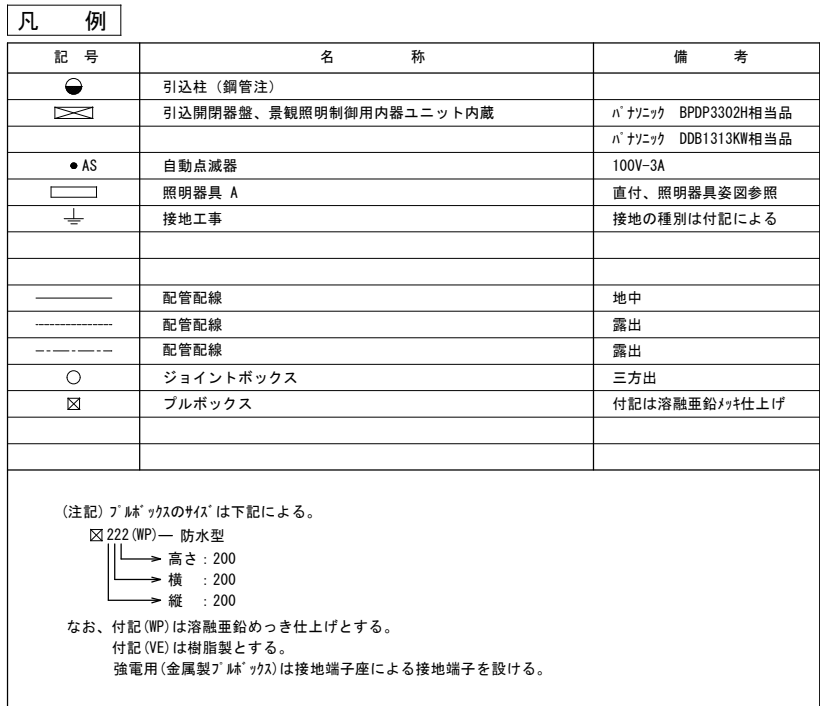
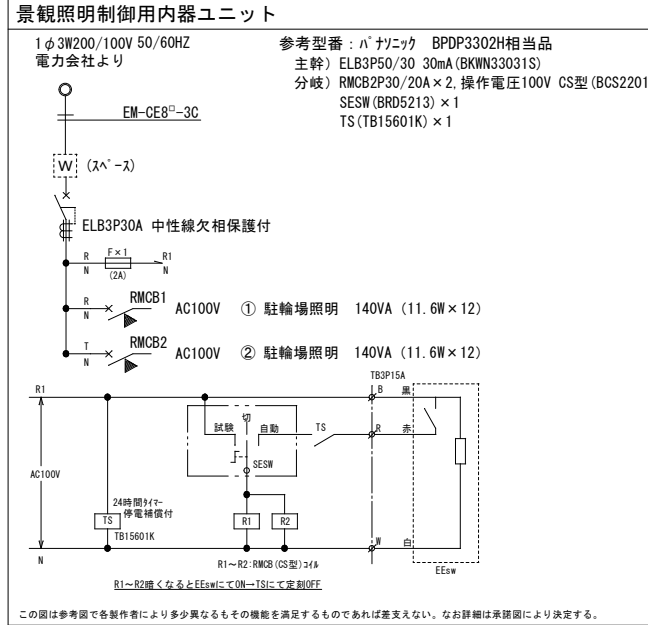
-----・工事関係者動線

—————バリケードフェンス



※来庁者等への安全対策を十分に行い、事故防止に努めること。

工 事 名		来庁者用駐車場整備工事			
図 番	A-18	図 名	仮設計画図	縮 尺	A3 : 1/500
作 成		監理 日野市総務部建築営繕課			
訂 正		設計 日野市総務部建築営繕課			
令和7年 6月 日					
年 月 日					



- | | | | | | |
|-----------------|-------------|-----|--------------------------------|--|--|
| 工 事 名 | 来庁者用駐車場整備工事 | | | | |
| 図 番 | E-01 | 図 名 | 縮尺：1/ 50 (A1)
縮尺：1/100 (A3) | | |
| 作 成
令和7年5月2日 | | 監理 | 日野市総務部建築営繕課 | | |
| 訂 正
年 月 日 | | 設計 | 日野市総務部建築営繕課 | | |